

## （2）次期：習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について

### 1. 現行：基本計画の趣旨

現行：「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」は、本市の長期計画を反映させ、「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の実効性を確保するため、今日の少子化、核家族化、都市化の進展といった地域社会を取り巻く状況を踏まえ、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とし平成16年度に策定しました。

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市、市民、事業者、警察、その他関係団体がより連携を強め、一体となった活動が不可欠であることから、前基本計画の策定にあっては、学識経験者や市民団体代表等で構成する「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」で審議するなど、いろいろな分野・角度から幅広い意見等を聴取し、積極的に反映させ平成26年度までを計画期間とし、これまで各種防犯施策を実施してきております。

### 2. 現行：基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲については、犯罪の発生防止とする「防犯」に特化した内容としています。よって、火災・地震などの災害や環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、施策対象の範囲には含めていません。

### 3. 現行：基本計画推進の基本的な考え方

基本計画の推進にあっては、次の4点を基本的な考え方としています。

- ① 市・市民・事業者・警察等が防犯対策に取り組むための「連携・ネットワークの整備」
- ② 市・市民・事業者・警察等が一体となった「協働による地域防犯活動の推進」
- ③ 自分のことは、自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守るという「自らを守る意識の高揚」
- ④ 防犯に配慮した「犯罪防止に重点を置いた都市環境整備」

## 4. 市内犯罪発生状況の推移

年	件	年	件
平成11年	4078	平成18年	3558
<b>平成12年</b>	<b>5385</b>	平成19年	3251
平成13年	4941	平成20年	2745
平成14年	5072	平成21年	2789
平成15年	4786	平成22年	2644
平成16年	4378	平成23年	2468
平成17年	4274	平成24年	2468
		<b>平成25年</b>	<b>2391</b>

この表のとおり平成12年をピークに、年々減少の一途をたどり平成25年でピーク時の半数以下（2994件）となっている。

## 5. 次期：習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画について

以上のように、現行の基本計画に基づき、市民・事業者・警察、市等が連携を取り情報を共有化し、町会・自治会・関係機関・団体等との連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組んだ結果、市内における犯罪発生件数が減ったため犯罪抑止に効果があったと考えられます。

このようなことから、現行の取り組みにおいて一定の効果が得られていると考えられますので、次期：基本計画については、現行の基本計画を踏襲する形で、習志野市基本構想の終期に併せ平成27年度から平成37年度までの計画期間とし改訂し継続したいと考えます。